

広島県教育委員会告示第三号

広島県文化財保護条例（昭和五十一年広島県条例第三号）第三条第一項の規定によって、次の表に掲げる文化財を広島県重要文化財に指定する。

平成二十二年四月十九日

広島県教育委員会

委員長 平田 克明

種別	名称	員数	所在地	所有者
彫刻	木造十一面観音立像	一躯	廿日市市宮島町二一〇番地	宗教法人大聖院
考古資料	丸小山経塚出土品 経筒（蓋付） 厨子入り木造十一面観音立像	二点 一口 一躯	世羅郡世羅町大字賀茂六〇五番地	宗教法人善法寺